

【有機溶剤作業主任者技能講習 修了試験公開例題】

- 問1 有機溶剤による健康障害・事故等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
- 1 有機溶剤による労災事例のなかで最も多いケースは、有機溶剤の蒸気を呼吸によって吸収し、中毒となるケース（呼吸器経路）である。
 - 2 有機溶剤は皮膚についただけでは吸収されない。
 - 3 ほぼすべての有機溶剤は神経障害の原因になる可能性がある。
 - 4 有機溶剤は蒸発して大気中に拡散しやすく、引火しやすいため、有機溶剤の周囲では火気厳禁である。

(※2 皮膚吸収されるため危険である)

- 問2 有機溶剤による健康障害・事故等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
- 1 有機溶剤が呼吸等により吸収された後、全身に循環し即時障害を引き起こすことを急性中毒と呼ぶ。
 - 2 芳香族炭化水素類に属するトルエン・キシレンはベンゼンの代替物質として利用されるが中枢神経等に作用し、意識喪失または造血障害などの原因となる。
 - 3 塩化脂肪族炭化水素類に属する1,2-ジクロロエタンは肝臓および腎臓に障害を起こす恐れがある。
 - 4 有機溶剤は臓器・神経系への健康障害を引き起こすことはあっても、精神異常の原因になる可能性はない。

(※4 第一種有機溶剤である二硫化炭素は精神異常・意識異常を引き起こす可能性があり、精神障害原因と認められている)

- 問3 応急措置における心肺蘇生法に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
- 1 胸骨圧迫は1分間に15回ほどの遅めのテンポで行う。
 - 2 応急措置としてまずすべきことは、倒れている中毒者へ大声で呼びかけ、意識の有無を確認することである。
 - 3 人口呼吸は鼻をつまみながら、胸があがるのがみえるまで息を吹き込む。1回につき1秒間をかけて、連続して2回行う。
 - 4 AEDが中毒者へ電流を流す際は、中毒者の体に触れてはならない。

(※1 胸骨圧迫は約18秒間に30回ほどの早いテンポで強く、絶え間なく行う)

問4 各有機溶剤に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 平成26年度よりクロロホルムほか9物質は、発がん性等の危険性が認められるため、有機溶剤から特定化学物質へ分類を変更した。
- 2 第二種有機溶剤であるキシレンを取扱う業務では蒸気吸引による中毒事故が多いため、かならず換気に留意する。その他にも局所排気装置・保護具なども必要に応じて使用する。
- 3 ドライクリーニングなどに使用される石油系溶剤（工業ガソリンなど）は第三種有機溶剤にあたり、比較的毒性は低い。ただし、石油系溶剤製品の多くは第二種有機溶剤等も混合しているため、注意が必要である。
- 4 第一種有機溶剤である1,2-ジクロロエチレンを使用する場合、作業環境測定および特殊健康診断の実施義務はない。

(※4 第一種、第二種有機溶剤には作業環境測定および特殊健康診断の実施義務がある。第三種有機溶剤ならばその義務はない)

問5 次の作業環境等の改善措置を、優先度が高い順に並べ替えよ。

- 1 有害物質の使用中止・危険性の低い物質への代替
- 2 防毒マスクなどの個人用保護具の使用
- 3 マニュアルの整備などの管理的対策
- 4 局所排気装置・機械設備の密閉化などの工学的対策

正解 1 → 4 → 3 → 2

問6 局所排気装置・換気装置等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 有害物質の発生源が局所排気装置の内部にある形式を外付け式フード、外部にある形式を囲い式フードと分類する。
- 2 プッシュプル型換気装置はより低い風速で効果的な換気ができる反面、気流のバランス設計の難易度が高い。
- 3 全体換気装置は範囲が広いが、換気効果が小さいため、他の換気手段と併用するべきである。
- 4 外付け式フードから捕捉点までの距離が遠いほど、必要排風量は大きくなる。そのため外付け式フードから作業位置までの距離は近いほど望ましい。

(※1 外付け式フードと囲い式フードの記述が逆に入れ替わっている)

資格講習をご希望の方は

TEL 06-6942-0171までお電話1本で
お手続き可能です。



夜間のお時間帯はこちらから講習を
ご予約可能です。

- 問7 作業環境測定・分析等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
- 1 原則としてA測定では、単位作業場所の縦横6 m以内ごとに等間隔に線を引き、そのすべての交点を測定点とする。たとえ単位作業場所がどのような特殊な形状であったとしても、原則に反する例外は許されない。
 - 2 B測定は、高濃度ばく露を見逃さないために行うので、濃度が最も高くなる時間帯および位置で測定する。また、2日にわたって測定した場合は、より高い方の値を採用する。
 - 3 第一種、第二種有機溶剤を取扱う作業場など、法令で定められた指定作業場については作業環境測定士が作業環境測定をしなければならない。
 - 4 有機溶剤の濃度を測定する場合は、液体捕集をした試料を吸光光度分析法等で分析するか、または固体捕集・直接捕集をした試料をガスクロマトグラフ分析法等で分析する。

(※1 単位作業場所に合わせて臨機応変に測定点の取り方を変更することが大切である。
縦横の間隔が異なっても、等間隔線を斜めに引いても構わない)

- 問8 作業環境評価等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
ただし、作業環境測定はA測定・B測定の両方を実施したものとする。
- 1 第1評価値とは、すべての測定点のうち高濃度上位5%に相当する濃度である。
また、第2評価値とは単位作業場所における有害物質の気中平均濃度である。
 - 2 管理濃度とはあくまで管理区分を決めるための指標にすぎないので、管理濃度までは労働者を有害物質にばく露させてもよいという意味ではない。
 - 3 A測定の第2評価値が管理濃度を超えてしまった場合は、第3管理区分に分類される。
 - 4 A測定の第1評価値が管理濃度を超えてしまった場合は、B測定の値に関係なく第3管理区分に分類される。

(※4 第1評価値が管理濃度を超えても第3管理区分になるとは限らない)

- 問9 労働衛生保護具等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。
- 1 個人用保護具はあくまで最後の手段であり、有害原因および周囲の作業環境を改善することを優先すべきである。
 - 2 空気呼吸器は酸素濃度が18%未満の空気中でも使用することができる。
 - 3 必ずしも有害作業に従事する労働者と同数以上の保護具を用意することまで法令上求められてはいない。
 - 4 防毒マスクの一部・防じんマスク・電動ファン付き呼吸用保護具は国家検定を受けた規格を使用しなければならない。

(※3 労働安全衛生規則第596条にて義務づけられている)

問10 防毒マスク等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 防毒マスクは吸収缶を一切交換しないまま、換気なしで高濃度の有毒気体にさらされても、長時間効力を保つことができる。
- 2 防毒マスクの吸収缶は一定時間ごとに取り換えるよう労働者に教育すべきである。
- 3 防毒マスクを使用する際の酸素濃度は18%以上でなければならない。
- 4 防毒マスクの吸収缶は特定のガス以外には効果がない。

(※1 防毒マスクは換気なしで高濃度の有毒気体にさらされると、短時間で吸収缶が破過する)

問11 労働衛生関係法令に定める健康診断等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 定期的な一般健康診断は1年に1回の頻度で実施する。
また、定期的な特殊健康診断は原則的に6ヶ月以内ごとに1回の頻度で実施する。
- 2 労働者を6ヶ月以上海外に派遣する場合は、有害性のある業務とはいえないので健康診断を実施する義務はない。
- 3 過去に特定の有害物質（製造禁止物質の一部・特別管理物質の一部・石綿）を取扱う業務についていた場合は、現在は別の業務についていたとしても特殊健康診断の受診対象者となる。
- 4 特殊健康診断の場合、一般健康診断よりも長期にわたる記録保存が義務づけられる場合もある。

(※2 労働安全衛生規則第45条の2で義務づけられている)

問12 労働安全衛生規則等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積および床面から4mを超える高さにある空間を除き、労働者1人について10m³以上としなければならない。
- 2 原則的に、窓の開口部の面積は床面積の20分の1以上にしなければならない。
- 3 硫化水素濃度が10ppmをこえる場所には関係者以外の立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。
- 4 事業所全体の大掃除を行うか否かは事業主の自由であるため、1年間大掃除を実施しなくても法令違反にはならない。

(※4 労働安全衛生規則第619条 事業主は6ヶ月以内ごとに1回大掃除をしなければならない)

問 1 3 有機溶剤中毒予防規則等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 工業用ガソリンなど第三種有機溶剤は毒性が低いため、有機溶剤作業主任者を選任する必要はない。
- 2 有機溶剤予防規則の対象となるのは有機溶剤を5%を超えて含有する物質である。
- 3 有機溶剤予防規則は屋内にある作業場を対象としている。
ただし、水道管・地下坑内など閉めきられた作業場は屋内作業場にふくまれる。
- 4 有機溶剤に関する特殊健康診断の場合は、尿中代謝物の検査が義務付けられている。

(※ 1 第三種有機溶剤は毒性が低いため、原則的に局所排気装置設置等の義務は免除されるが、作業主任者の選任義務はある)

問 1 4 有機溶剤中毒予防規則等に関する次の記述のうち、下線部に誤りがあるものを1つ選択せよ。

- 1 第1種有機溶剤等を作業場で色分けによって掲示する場合「赤色」で表示しなければならない。
- 2 屋内作業場において第1種または第2種有機溶剤等を用いた業務に常時従事する労働者には、6ヶ月以内ごとに1回特殊健康診断・作業環境測定を実施する法的義務はない。
- 3 第2種有機溶剤であるアセトンを10%、第3種有機溶剤である石油ベンゼンを1%含有する混合物は法令上「第2種有機溶剤等」に該当する。
- 4 第1種有機溶剤である1,2-ジクロロエチレンを20%、第2種有機溶剤であるアセトンを10%含有する混合物は法令上「第1種有機溶剤等」に該当する。

(※ 2 第三種有機溶剤ならば例外をのぞき、特殊健康診断・作業環境測定の実施義務を免れる)

資格講習をご希望の方は

TEL 06-6942-0171までお電話1本で
お手続き可能です。



夜間のお時間帯はこちらから講習を
ご予約可能です。